

担当課	陳情事項	回 答
市政戦略課	<p>【1】自治体の基本的あり方について</p> <p>①憲法、地方自治法などをふまえて、住民1人1人が人間としての尊厳が保障され、健康で文化的な生活を送れるように自治体の施策を進めてください。</p>	<p>法の趣旨を尊重し、第6次小牧市総合計画に基づく効率的な行政経営に努めます。</p>
市政戦略課	<p>②「住民の福祉の増進を図る」という地方自治の目的に沿って、国の施策に左右されることなく、住民の利益への奉仕を最優先してください。</p>	<p>国の動向を見守りながら、本市の実情や市民のニーズを踏まえて適切に対応していきます。</p>
収税課	<p>★③徴税を強める愛知県地方税滞納整理機構については、徴税は自治体の業務であることをふまえて、滞納整理機構に税の徴収事務を移管しないでください。参加していない市町村は今後とも参加しないでください。税滞納世帯の解決は、住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。</p>	<p>滞納整理機構は、最近の厳しい雇用・所得環境の悪化から滞納者の増加を防ぎ、自主財源の確保と滞納額の縮減を目指し設立されたものです。高額案件等への直接徴収の効果及び滞納を許さない機運の醸成と地域の納税秩序の確立を図る効果があり、市独自の未収金回収と合わせて、適法・適切に事務処理を進めていきます。</p>

担当課	【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。	回 答
福祉課	<p>1. 生活保護について</p> <p>★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、申請書を渡さない、親族の扶養について問いたずらなどして相談者・申請者を追い返す、違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。</p>	<p>生活保護の申請につきましては、憲法及び生活保護法に基づいて対応しております。保護申請後は、概ね2週間程度の期間に必要な調査を行った上で、できるだけ早く対応しております。</p>
福祉課	<p>②埼玉県三郷市での裁判判決も踏まえ、申請権を保障してください。申請時に、違法な助言、指導実態を無視した就労指導の強要はしないでください。就労支援の一環として自治体で仕事を確保してください。また、枚方市自動車裁判判決をふまえ、生活および仕事で自立のために必要な場合は保有を認めることを「しおり」等に記載してください。</p>	<p>生活保護の申請権を保障し、申請時には違法な助言、指導の強要はしていません。自治体での仕事の確保については考えておりません。また、自動車保有については、原則、認めておらず、誤解を招く恐れがあるため、保護のしおりに記載することについては、考えておりません。</p>
福祉課	<p>★③国による生活保護費の引き下げに対しては、自治体の責任で受給者の生存権を守る措置を講じてください。</p>	<p>市独自の措置を講じることは考えておりません。</p>
福祉課	<p>④就労支援や生活指導を個別に丁寧に行うために、ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。担当者の研修を充実してください。</p>	<p>就労支援については、就労支援相談員を1名配置して、就労支援を実施しています。ケースワーカーについては、保護受給世帯数の増加に応じて増員するよう対応し、研修についても積極的に受講するよう努めています。</p>
福祉課	<p>⑤弱者の生存権侵害につながりかねない警察官OBの生活保護申請窓口等への配置はやめてください。</p>	<p>警察官OBの窓口等への配置はしていません。</p>
福祉課	<p>★⑥国による生活保護費の引き下げに対して、生活保護費と連動する諸施策の基準引き下げが起こらないよう措置を講じてください。</p>	<p>対象者、金額の設定に生活保護基準を参照している制度については、担当部署に周知し、判断するようしております。</p>

担当課	2. 安心できる介護保障について (1) 介護保険について	回 答
長寿介護課	①一般会計からの繰り入れで介護保険料を引き下げてください。なお、介護保険料段階は、多段階に設定して、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。	一般会計からは、法で定められた割合の繰り入れを行っています。低所得者への配慮については、国で議論が進められているとの新聞報道がされており、その動向を踏まえながら、判断していきたいと考えております。
長寿介護課	★②低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。	失業等で、所得が著しく減少した方に対し、介護保険料の減免制度を設けています。
長寿介護課	★③低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。	現時点では、本市独自の施策については、考えておりません。
長寿介護課	④介護保険による介護予防サービス及び地域支援事業を充実してください。要支援者を介護保険からは「介護予防・日常生活支援総合事業」は実施しないでください。	「介護予防・日常生活支援総合事業」の実施は、現時点では考えておりませんが、国で議論されている制度改正の動向をふまえながら、判断して行きたいと考えています。
長寿介護課	⑤行き場のない高齢者をなくすために施設の基盤整備については、民間の高齢者サービス住宅等より特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・居住系サービスを大幅に増やしてください。基盤設備が円滑に進むよう、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。	特別養護老人ホームなど、介護基盤の整備につきまして、第5次小牧市高齢者保健福祉計画に従い、整備を図っているところです。なお、低所得者、医療依存度の高い利用者の入所確保に対する助成制度については、考えておりません。
長寿介護課	⑥地域包括支援センターを中学校区毎に設置し、最低1カ所は市町村直営としてください。また委託されたセンターの職員が責任をもって働き続けられるよう委託費を引き上げてください。	本市においては、現在、市内各地域に4箇所設置しており、全て社会福祉法人に委託をしています。また、平成27年度以降できるだけ早い時期に1箇所増設を予定しています。委託費については、人数による積算をしており、昨年度と同人数の為、同額の委託費となっております。
長寿介護課	⑦介護・福祉労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。	介護職員の質の向上のため、事業所を対象に介護職員の研修を実施しています。
担当課	(2) 高齢者福祉施策の充実について	
	①高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。	
長寿介護課	★ア. ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。	高齢者世帯を対象に栄養保持や安否確認を行う配食サービスを週3回から週5回へ拡充し、緊急通報装置の設置や家事援助員の派遣等の生活支援施策を実施しています。
長寿介護課 交通防犯課	★イ. 高齢者や障がい者などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどの施策を充実してください。	高齢者や障がい者もご利用が可能な全て低床の巡回バスを運行しており、車椅子のままでもご利用いただける仕様となっています。また、65歳以上の方の料金は無料です。
長寿介護課	ウ. 宅老所、街角サロンなど的高齢者の集まりの場への助成金制度を拡充し、高齢者がねたきりにならないよう多面的な福祉施策を実施してください。	60歳以上の高齢者のみが無料で利用可能な老人福祉センターを市で設置しています。
長寿介護課	エ. 高齢期になっても住み続けることができるバリアフリーの高齢者住宅を公営で整備してください。	現時点で、バリアフリーの高齢者住宅を公営で整備する考えはありません。

長寿介護課	②配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし自己負担額を引き下げてください。また、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。	配食サービスについて、平成24年度より週3回から週5回へ拡充しています。自己負担額の引き下げは現在考えていません。なお、会食方式を実施する団体に対して、間接的に助成(いきいきサロン)を行っています。
長寿介護課	③住宅改修費、福祉用具購入費、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。	住宅改修費の受領委任払い制度は実施していますが、福祉用具購入費・高額介護サービス費の受領委任払い制度について現時点では、実施は考えておりません。

担当課	★(3)障がい者控除の認定について	回 答
長寿介護課	①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。	現時点では考えておりません。
長寿介護課	②すべての要介護認定者に「障がい者控除対象者認定書」または「障がい者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。	身体状況により該当と判断される対象者には、個別に送付しています。

担当課	3. 福祉医療制度について	回 答
保険年金課	★①福祉医療制度(子ども・障がい者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。	現時点で縮小の予定はありません。
保険年金課	②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。	平成20年4月から保険診療にかかる通院・入院の医療費無料制度を15歳年度末まで現物給付で拡充したところであり、18歳年度末までの拡大は現在のところ考えておりません。
保険年金課	③障がい者医療の精神障がい者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。	精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者の入院については、現在、県補助対象を拡大し全疾病を対象としています。また、外来における補助対象の拡大については、現在検討しているところです。
保険年金課	④後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。	高齢者の方にも医療費を負担していただくことは、必要であると考えます。後期高齢者福祉医療費助成制度の対象拡大については、現在、県補助対象を拡大しひとり暮らし高齢者を対象としており、さらなる対象者の拡大については、現在のところ考えておりません。

担当課	4. 高齢者医療などの充実について	回 答
保険年金課	①後期高齢者及び国保の高額医療・高額介護合算療養費は、該当者に個別に申請書を送付してください。	国民健康保険では現在、高額療養費については支給申請書を、高額介護合算療養費については申請の勧奨の通知をそれぞれ世帯主あて送付しております。後期高齢者については広域連合が一括して処理しております。要望については広域連合に伝えます。
保険年金課	②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対し、生活実態を無視した保険料の徴収や差押えなどはしないでください。また保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。短期保険証は、発行しないでください。	資格証明書は現在発行をしていません。短期保険証は、納付相談の機会を設けるため及び負担の公平性の観点から必要に応じ発行しております。

担当課	5. 子育て支援などについて	回 答
保健センター	①妊産婦健診は、初回の健診はもちろんのこと、産前14回、産後1回を無料で受けられる恒久的な制度にしてください。	妊婦の無料健診制度については、平成21年1月27日以降、国の示した健診内容で、14回を実施しております。なお、産後健診については、現在のところ実施する考えはありません。
学校教育課	★②就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。生活保護基準引き下げにより、現在の対象者が縮小とらないようにしてください。申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付け、申請手続きに民生委員の証明が必要な場合はなくしてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底してください。支給内容を拡充してください。	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の認定基準は、生活保護基準の一部に市独自基準を加算して1.3倍した額を目安としており、現時点では変更を考慮しておりません。 ・平成25年度は、引き下げ後も同じ基準で判定しています。平成26年度は検討中です。 ・申請の受付は、従来から学校と市教委事務局学校教育課の双方で対応しています。 ・申請手続きに民生委員の証明は不要です。 ・年度途中でも受付可能である旨、市HPや広報で案内しています。 ・支給内容は、予算範囲内で国の補助基準に準ずるようにしています。
学校教育課	③義務教育は無償の立場から学校の給食費は無料にしてください。	現在のところ無料にする予定はありません。
学校給食課	④放射線被ばくから子どもを守るため、食の安全管理を万全にしてください。	平成24年10月より、放射能測定を開始し、市のホームページで公表しています。
福祉課 危機管理課	⑤女性、特に妊産婦や高齢者に配慮した避難所に改善してください。	女性が避難所で生活をする際には、プライバシーの確保や着替え、授乳部屋など区画されたスペースを用意するなどの配慮が必要だと考えています。小牧市では災害に備え、体育館等での避難生活におけるプライバシーを確保するため容易に組み立てができる間仕切りを240張、プライベートルームを20張備蓄しています。また、妊産婦や高齢者など特に配慮が必要な方が避難をする場所として市内3箇所の福祉施設等を福祉避難所に指定しています。
子育て支援課	⑥児童虐待の早期発見に努め、重大事故とならないよう、防止対策を講じてください。そのために必要な職員を増やしてください。	保健センター、福祉課、病院、学校ならびに児童相談所など各関係機関の情報を交換、共有することで、児童虐待に陥ると思われる家庭等を把握し、虐待の防止、早期発見、迅速な対応を図っています。相談業務の充実、各機関との連携が図られおり、現在のところ職員の増員は考えておりません。

担当課	6. 国保の改善について	回 答
保険年金課	★①国民健康保険制度の都道府県単位化に反対してください。	財政基盤の脆弱な保険者を含め国民皆保険制度の最後の砦としての国民健康保険制度を安定的に運営していくためには医療保険者の広域化は必要であると考えております。現在、国においてさまざまな議論がなされておりますので、その議論の推移を見守りたいと考えております。
	★②保険料(税)について	
保険年金課	ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れを行い、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。	一般会計からの繰入金(法定外繰入金)は、平成24年度実績で7億円となっております。この繰入金は国保の加入者以外の市民の方にも負担を強いるものであり、健全な財政運営とはいえません。したがって、一般会計からの繰入を増額することによる保険料の引き下げの実施については現在考えておりません。
保険年金課	イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。	均等割については、国保加入者すべてに賦課することが地方税法で定められており(地方税法第703条の4)、18歳未満の子供についても均等割の対象となります。また、「一般会計による減免」が「繰入金が増額による減免」をさしているのであれば、上記「ア」のとおりです。
保険年金課	ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。生活保護基準引き下げにより、現在の対象者が縮小としないようにしてください。	低所得者に対しては、地方税法等で定められた軽減措置がすでに適用されておりますので、条例による更なる減免措置については現在のところ考えておりません。
保険年金課	エ. 所得減少による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。	本市における所得減少による減免要件は「前年中総所得金額等が400万円以下の世帯で当該年の総所得金額等が前年所得の10分の7以下になる場合でかつ当該年中の総所得金額等が200万円以下に減少すると認められる場合」と規定しており、基準の見直しについては現在考えておりません。なお、非自発的失業者について給与所得を30/100とする軽減措置を平成22年度より実施しております。
	★③保険料(税)滞納者への対応について	
保険年金課	ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どもがいる世帯、母子家庭や障がい者の子どものいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。	資格証明書等の発行については、やむを得ず滞納者との面談の機会を増やし、納税相談等を行うためのもので、国保財政の運営には必要なものと考えております。納税相談等によりやむを得ず保険税を納めることができない状況であることが確認できた場合には交付することはありませんし、18歳年度末までの子どもの被保険者のいる世帯、母子医療・障害者医療等の福祉医療受給者の被保険者のいる世帯には交付していません。また、保険証については受け取りのなかった全世帯に再度通知文を送付し、受け取りの勧奨をしております。
保険年金課	イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。滞納があっても施行規則第1条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行してください。	滞納者に関して給付の制限は実施しておりませんが、税負担と給付の公平性の観点より、給付費の一部を本人の了解を得て税に充当しております。1,000円以上の納付があれば、短期被保険証を交付しています。

保険年金課	ウ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。万一「短期保険証」を発行する場合でも、有効期限は最低6カ月としてください。	短期保険証の交付については、取扱基準を定め、未納の税額に対する納付の割合や分納の履行状況に応じた有効期限を定めております。この取り扱いについては、税負担の公平性の観点より適切な運用であると考えております。
保険年金課	エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。	保険料の未納がある方に対しては納税相談をする機会を設けており、その中で生活実態の把握に努め、その上で支払可能な額での分納制約等の手続きを実施しております。差押ええについては、納税相談等において把握する生活実態等の状況も勘案しております。
保険年金課	④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。生活保護基準引き下げにより現在の対象者が縮小とならないようにしてください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。	現在は、低所得者に対する一部負担金の減免については実施をしておりませんが、事業の休廃止、失業その他の理由により収入激減となり一部負担金の支払が困難となった方に対する減免規定について検討している状況であります。なお、現行の一部負担金の減免制度の周知につきましては、市のホームページにて行っております。

担当課	7. 障がい者・児施策の拡充について	回 答
福祉課	①障がい福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの自己負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を、課税世帯を含めてなくしてください。	訪問入浴サービス事業とコミュニケーション支援事業については利用料を無料としています。施設での食費・水光熱費については、所得状況を勘案し「特定障害者特別給付費」を支給しています。補装具及び日常生活用具の費用については、制度上は利用者負担額は1割(10%)ですが、小牧市では、利用者負担額の軽減措置として半額(5%)を市単独で補助しています
福祉課	②訪問系サービス、移動支援の支給時間は、余暇利用を含めて障がい者・児が必要とする時間を支給してください。	訪問系サービス、移動支援の支給時間につきましては、申請者の利用計画を聞き取った上で、サービス等利用計画等に基づき福祉事務所で適正な支給決定を行っております。
福祉課	③移動支援は、通所・通学にも利用できるようにしてください。	移動支援の利用目的は、社会生活上必要不可欠な外出および余暇活動社会参加のための外出であり、通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出は認められません。よって通所施設・学校等への送迎は、通年かつ長期にわたる外出に該当するため、利用することができません。保護者の入院等、緊急時には対応できる場合がありますのでご相談ください。
福祉課	★④65歳以上の障害者や16疾病のある40歳以上の障害者が、それまでの生活を維持・継続できるよう介護保険サービスを一律に優先させることなく、本人意向にもとづいた障害福祉サービスが利用できるようにしてください。	障害者総合支援法に基づく自立支援給付については、法第7条の他の法令による給付との調整規定に基づき、介護保険法の規定による保険給付が優先されることとなりますが、個別のケースに応じて、申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスに係る保険給付を受けて適切な支援を受けることの可否及び利用意向を聴き取り等により確認し、介護保険サービスの支援を受けることができる場合は、要介護認定を受けて、介護保険サービスを利用していただき、介護保険サービスの支援を受けることができない場合は、障害福祉サービスに係る介護給付費等の支給決定を受けて、障害福祉サービスを利用していただきます。

長寿介護課	★⑥65歳以上の障害者や16疾病のある40歳以上の障害者が障害福祉サービスから切り替えられる介護保険サービスの利用料を、障害者総合支援法の軽減措置と同様に、住民税非課税世帯からの利用料徴収をやめてください。	国の制度であるため、本市独自の施策については考えておりません。
福祉課 危機管理課	④避難所のバリアフリー化をすすめてください。集団での避難生活が困難な障がい者・児、特別な介護を含む援助が必要な障がい者・児や高齢者を対象とした、個室対応も可能とする福祉避難所を設置してください。	避難所に指定している施設は、建て替えや改修工事を行う際にバリアフリー化するよう努めています。福祉避難所は3箇所の福祉施設を指定していますが避難者の個室対応は難しいため、プライバシー対策として備蓄している容易に組み立て可能な間仕切り240張、プライベートルーム20張を活用します。
福祉課	⑦地域の防災関係者が「災害時要援護者」の情報共有ができるようにするとともに、一定の条件の下に、障がい者団体や支援団体等にも情報を開示してください。また、地域での情報喪失も想定し、福祉圏域間での共有、県との共有を考えてください。	災害基本法の改正の趣旨を踏まえるとともに、個人情報の保護に配慮しつつ、今後検討します。

担当課	8. 健診事業について	回 答
保健センター	①特定健診、がん検診、歯周疾患検診は、年1回無料で受けられるようにしてください。また、対象者へ個別通知をしてください。	がん検診については、国の指針に基づいて実施しています。健康を自己で管理していただく意識を高めるためにも費用の一部を負担していただいておりますが、財政負担の増加等のことから、現在のところ変更する考えはございません。なお、満70歳以上の方、非課税世帯の方、生活保護受給世帯の方には減免措置があります。また、女性特有のがん検診事業として特定の年齢に達した方を対象に子宮がん、乳がん無料クーポンを配布するとともに、特定の年齢に達した男女の方に対して大腸がん無料受診券を配布しております。 歯周病疾患検診については、成人歯科健診として、20歳以上の市民及び妊婦の方を対象に保健センターにおいて、無料で歯科健診や口腔がん検診等を年12回実施しております。また、35歳、40歳、50歳、60歳、70歳の節目の年齢の方は、個別医療機関での個別検診も無料で実施しています。
保健センター	②40歳未満の住民を対象に、特定健診に準じた一般健康診査を、年1回無料で受けられるようにしてください。	平成20年度から35歳を中心に40歳未満の市民を対象に無料で生活習慣病予防のためのヤング健診を無料で実施しています。

担当課	9. 予防接種について	回 答
保健センター	★①水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、B型肝炎、ロタウィルスワクチンの任意予防接種に助成制度を設けてください。	水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)の任意予防接種については、平成23年10月から全額助成を実施しています。また、B型肝炎、ロタウィルスワクチンの任意予防接種については、現在のところ助成制度を設ける考えはありません。
保健センター	★②高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種の助成を増額してください。	任意予防接種である高齢者用肺炎球菌ワクチンは、平成21年6月から75歳以上を対象に1回限り5,000円の助成を実施しておりますが、現在のところ助成を増額する考えはありません。
保健センター	③妊娠を希望する夫婦及び妊婦の夫を対象とした風疹ワクチン接種は、無料で受けられるようにしてください。	風しん抗体検査の結果、風しんワクチンの接種が必要と判断されたもののうち、妊娠を希望する夫婦及び妊婦の夫を対象に県の緊急促進事業として平成25年7月から全額助成(予防接種費用)を実施しております。但し、抗体検査は自己負担で助成期間は平成26年3月31日までに接種したものに限りです。

担当課	【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。 1. 国に対する意見書・要望書	回 答
福祉課	①平均6.5%とされる生活保護基準の引き下げは行わないでください。生活保護申請者を役所の窓口で追い返す「水際作戦」を合法化し、親族の扶養を要件にし、孤立死、餓死を増大させる生活保護法の「改正」をしないでください。	国の制度でありますので、市としては意見書・要望書の提出は考えておりません。
財政課	②消費税増税を中止してください。	国の制度でありますので、市としては意見書・要望書の提出は考えておりません。
保険年金課	③年金2.5%切り下げをやめてください。高齢者も若い人も共に役立つ最低保障年金制度をつくってください。当面、国庫負担部分の3.3万円をすべての高齢者に支給し、無年金者を無くしてください。社会保険庁職員の分限免職をすべて取り消してください。	国の制度でありますので、市としては、意見書・要望書の提出は考えておりません。

保険年金課	①国民健康保険の都道府県運営化は行わず、国庫負担を増額してください。70～74歳の医療費の窓口負担2割への引き上げをしないでください。医療保険の患者負担を軽減してください。また、後期高齢者医療制度を廃止し、元の老人保健制度に戻してください。	意見書・要望書の提出は考えておりません。
長寿介護課	⑤介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。軽度者外しはやめてください。生活支援の「15分」への時間短縮を元に戻してください。介護・福祉労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。	介護が必要な方に真に必要なサービスが提供される適正な介護保険事業が継続できるよう県下各市の動向をみながら判断していきたいと考えています。
保険年金課 保健センター	③子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊産婦健診の補助金を拡充し、恒久措置としてください。	子どもの医療費無料制度を18歳年度末までの現物給付(窓口無料)化については、【2】福祉医療制度について②のとおりです。現物給付による子どもの医療費助成に対する国保の国庫負担金減額の廃止については、関係機関を通じ行っているところです。妊婦健診については、ガイドラインにそった健診内容で1.4回健診費用の助成をしており拡充する考えは現在のところ考えていません。
市民病院 総務課	⑦東日本大震災で明らかとなった公立病院・公的病院の役割が充分発揮されるよう、病院の統廃合・病床削減をやめて、ペナルティーなしの地域医療再生のための交付金を支出してください。また、地域医療充実につながるような診療報酬改定を行ってください。	意見書・要望書の提出は考えておりません。
福祉課	⑧障がい者・児が生きるために必要な福祉・医療制度の利用料負担、実費負担を撤廃してください。障がい福祉サービス利用者が、介護保険で要支援と認定された場合、従来の障害福祉サービス利用が大きく制限されることなどから、介護保険制度を優先する仕組みを改め、障がい者本人の必要性に応じて障がい者施策と介護保険制度を選択できるようにしてください。	意見書・要望書の提出は考えておりません。
保健センター	⑩高齢者用肺炎球菌、水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、B型肝炎、ロタウィルスワクチンの任意予防接種を定期接種としてください。	国の制度でありますので、市としては、意見書・要望書の提出は考えておりません。

担当課	2. 愛知県に対する意見書・要望書 (1) 福祉医療制度について	回 答
保険年金課	①福祉医療制度(子ども・障がい者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。	市独自で福祉医療制度を縮小する考えはありません。昨年9月に小牧市議会が愛知県の福祉医療制度の存続・拡充を求める意見書を提出しています。また、今年5月の福祉医療制度見直しに係る市町村ブロック別会議において、一部負担金の導入について、小牧市の立場として反対しました。なお、一部負担金の導入については見送られました。
保険年金課	②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。	意見書・要望書の提出は考えておりません。
保険年金課	③障がい者医療の精神障がい者への補助対象を、一般の病氣にも広げてください。	意見書・要望書の提出は県下各市の動向をみながら判断していきたいと考えています。
保険年金課	④後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。	意見書・要望書の提出は考えておりません。

担当課	(2) 県民の医療を守るために	回 答
保険年金課	①後期高齢者医療制度について ア. 後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障がい者医療費助成制度を適用してください。	後期高齢者福祉医療費助成制度は国の制度を補充する県の施策であるため、小牧市としても国制度を最大限利用することが必要と考えますので、意見書・要望書の提出は考えていません。
保険年金課	イ. 後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。	愛知県からは財政安定化基金から金額が広域連合に交付されており、間接的に健康診査事業への財政支援が配慮されていると聞いておりますので、意見書・要望書の提出は考えておりません。
保険年金課	②国民健康保険への県の補助金を増額してください。	補助金の額については、県が交付決定しますので、原則、市の要求によってその金額が変わるものではありません。しかしながら、特別調整交付金等要求すべきものについては交付請求をして、市の財政負担が極力発生しないようにしていきたいと考えております。
福祉課	③障害福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くす補助制度を創設してください。	意見書・要望書の提出は考えておりません。
市民病院 総務課	④コロニー中央病院を障がい者・児の専門医療機関として拡充してください。また、県東部地域にも同様の医療機関を設けてください。	意見書・要望書の提出は考えておりません。

担当課	(3) 医療提供体制の充実のために	回 答
市民病院 総務課	①南海トラフ巨大地震に対し、県内の災害時医療体制を確立・充実してください。とりわけ、災害拠点病院がその機能を発揮できるように、財政的援助も含め充実してください。	意見書・要望書の提出は考えておりません。
市民病院 総務課	②平均在院日数の短縮を名目とした機械的な退院の押し付けや在宅化はやめてください。	病床利用率の向上と在院日数の短縮により、より多くの患者に医療を提供できるよう地域医療連携に力を注いでいるところで、その為に支援病院への転院や在宅への切り替えを進めています。現在のところ、意見書・要望書の提出は考えていません。
市民病院 総務課	③補助金の充実も含めて、救急医療体制の充実をはかってください。	救命救急センターを開設し、第三次救急医療体制の充実を図っているところであり、現在のところ、意見書・要望書の提出は考えていません。
市民病院 総務課	④県立病院については、民間病院や他の公立病院との機能分担、役割分担ではなく、県民医療全体に対する役割を堅持し、より一層充実させてください。	意見書・要望書の提出は考えておりません。
市民病院 総務課	⑤厚労省通知「看護師等医療従事者の『雇用の質』の向上のための取組について」に基づいて看護師等医療従事者の勤務環境の改善を図るとともに、看護師の大幅増員を図ってください。	看護体制7対1取得した現在、看護の質向上のため新人看護師教育にも様々な取り組み、一例として多重課題研修として、静岡県内専門研修施設にて実地研修を行っています。また、看護師向けe-ランニングも今年度から採用予定で新卒看護師の育成に力を注いでおります。また、マンパワーの確保も、毎月採用試験を実施するなか、合同病院説明会に参加し、病院見学会など実施しています。一方、離職者数を減らす為育児休業や短時間勤務、部分休業制度など積極的に取り組み、育児支援として院内保育所を活用しより働きやすい環境を整えるように努めています。現在のところ、意見書・要望書の提出は考えていません。

担当課	3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書	回 答
保険年金課	①愛知県に健康診査事業への補助を増額するように要請してください。	広域連合からは平成23年7月に、県に対し財政支援の要望を行ったと聞いております。
保険年金課	②低所得者に対する保険料および一部負担金の独自の減免制度を設けてください。	県下各市の動向をみながら判断していきたいと考えています。
保険年金課	③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書発行を行わないでください。	小牧市では、現時点で資格証明書の発行はしていません。なお、意見書・要望書については県下各市の動向をみながら判断していきたいと考えています。
保健センター	④高齢者用肺炎球菌ワクチンへの助成を増額してください。	意見書・要望書の提出は考えておりません。
保険年金課	⑤後期高齢者医療制度に関する懇談会の委員に公募枠を設けてください。	県下各市の動向をみながら判断していきたいと考えています。